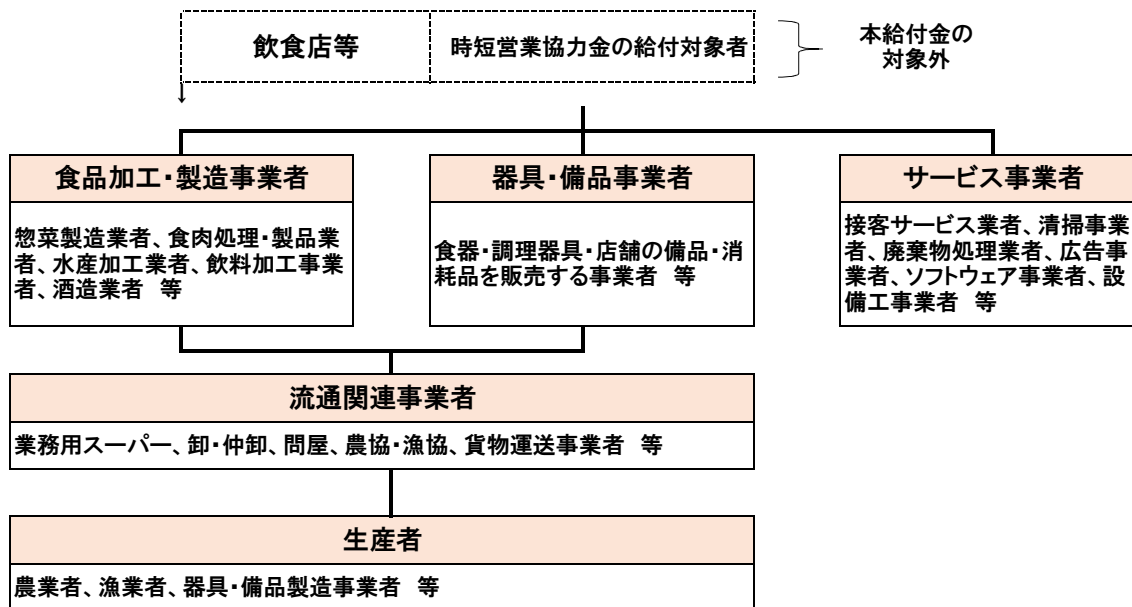


【参考】想定される対象事業者の例

① 県の営業時間短縮要請等に応じた飲食店等と直接・間接の取引があること

＜該当する事業者の例＞

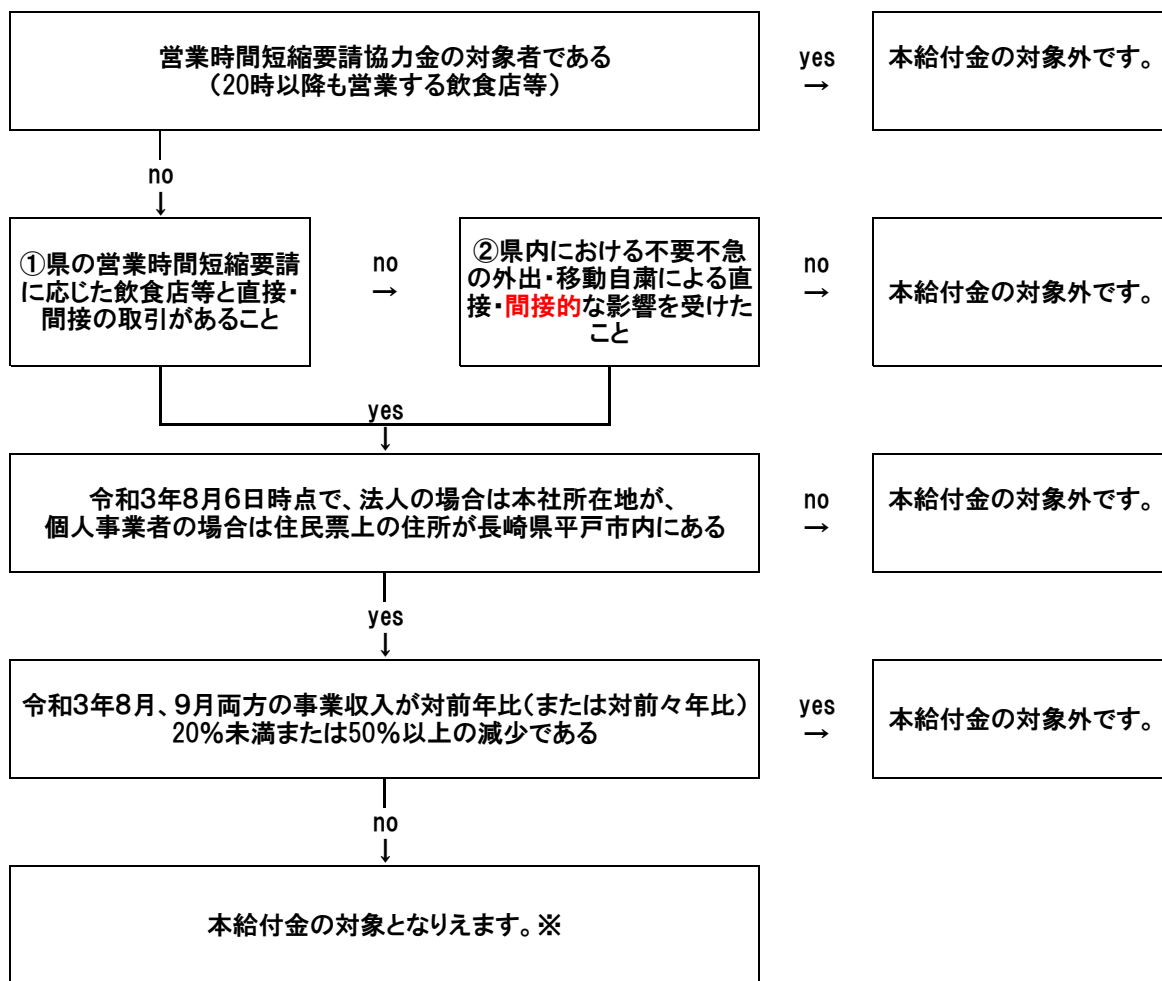


② 不要不急の外出・移動自粛による直接・間接的な影響を受けたこと

＜該当する事業者の例＞

<p>飲食事業者 ※昼間のみ営業しているなど、営業時間短縮要請を受けていない飲食店</p>	
<p>旅行関連事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊事業者：ホテル、旅館、簡易宿所、下宿 等 ・旅客運送事業者：タクシー、バス 等 ・自動車賃貸業 ・旅行代理店事業者 ・文化・娯楽サービス事業者：博物館、動物園、水族館、公園、公衆浴場、興業場 等 ・小売事業者：土産物店 等
<p>その他事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化・娯楽サービス事業者 映画館、カラオケ、スポーツ施設(フィットネスクラブ、ボウリング場、ゴルフ場等)、遊戯場(ゲームセンター、パチンコ等) 等 ・小売事業者 酒屋、菓子・パン等販売店、雑貨店、金物店、文房具店、本屋、電気製品販売店、自動車販売店、衣服・靴・履物等販売店、アパレルショップ、花屋、ドラッグストア、ホームセンター、ガソリンスタンド 等 ・対人サービス事業者 旅行代理店、イベント事業者、理容店、美容室、クリーニング店、写真屋、自動車整備業、マッサージ店、整骨院、整体院、エステティックサロン、冠婚葬祭業(結婚式場等)、運転代行業、公認会計士事務所、法律事務所、行政書士事務所、警備業、学習塾、音楽・書道・そろばん教室等、家事代行サービス、職業紹介業、労働者派遣業 等

【参考】平戸市事業継続支援給付金申請チャート



※ 月次支援金との関係について
 8月と9月の事業収入のいずれかのみ50%以上減少した場合は、当該月は本給付金の対象外となりますが、月次支援金の申請が可能です。
 なお、両方が50%以上で国の定める要件を満たす場合、月次支援金は法人の場合最大40万円、個人の場合は20万円の申請が可能です。